

令和6年度  
第2回 まちづくり基本条例推進委員会

日時 令和7年3月18日(火) 16:00～  
場所 岩見沢市役所2階会議室2-1～2-3

# まちづくり活動のデジタル化について

令和7年3月 市民環境部市民連携室

# 1 協議するまちづくり活動の範囲

## ◎まちづくり基本条例

### 基本理念

市民、議会及び市長等がそれぞれの役割を果たしながら、情報共有、参加、協働し自立した地域社会を実現する「**市民主体による自主自立のまちづくり**」

### 3つの基本原則

情報共有	市民・議会・市長等は、まちづくりに関する情報を共有すること
参加	市民はまちづくりの主体として、市政や地域活動に自主的かつ積極的に参加し、議会や市長等は市民が参加しやすい環境を整備すること
協働	地域課題が多様化・複雑化する中、互いに相手の立場を尊重し、協力しながら課題に取り組み、解決していく協働のまちづくりを進めていくこと

## 条例によって期待できる効果

まちづくりの基本理念・基本原則や、仕組み・基本ルールが明確になり共有することができます。

共通認識が図られることにより、市民のまちづくりへの関心が高まり、市民参加や協働が進められていきます。

この条例に定められていることが、人や時代が変わったとしても（ブレることなく）継続して実践されていきます。

市職員の能力向上や意識改革とともに、市民の意見が反映される開かれた市政運営が推進されます。

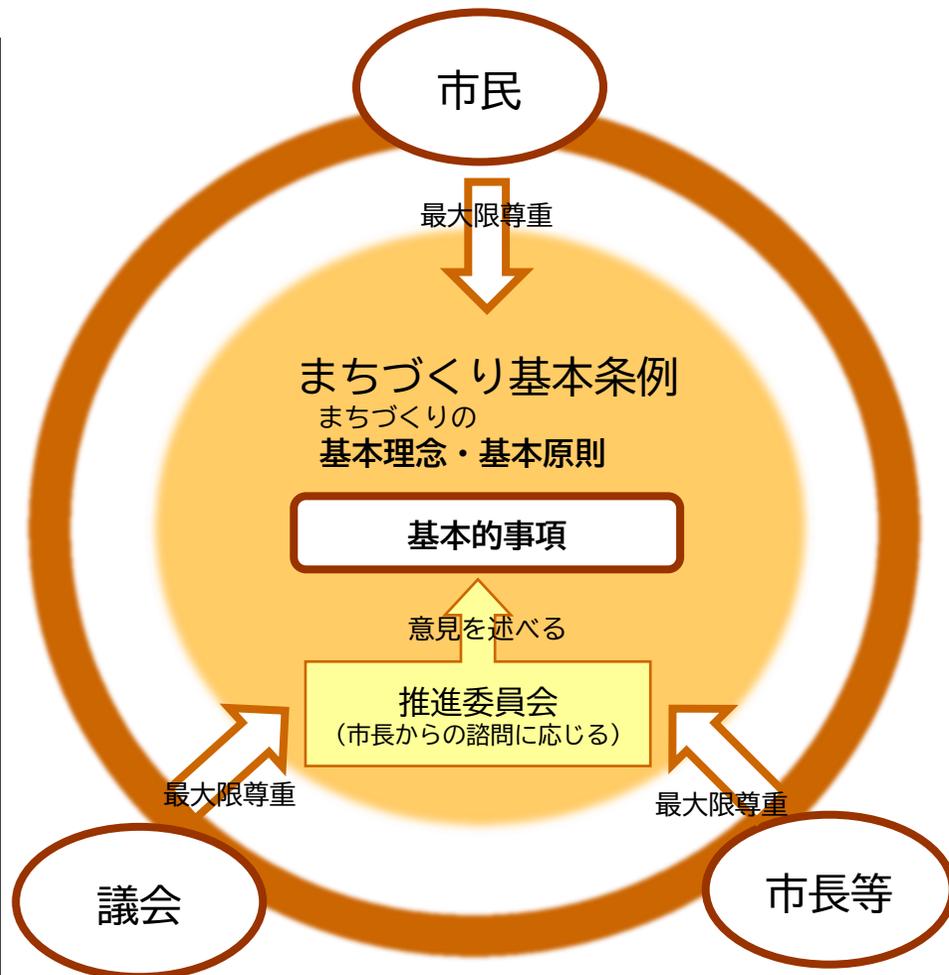
# 1 協議するまちづくり活動の範囲

## まちづくり基本条例推進委員会における協議

次に掲げる事項（基本的事項）について、市の取り組み状況やより効果的な取り組みなどの協議を行う。

出された意見等については所管課に情報提供を行う。

1 【情報共有】に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市民生活などに関する施策や計画、まちづくりに関する情報提供などに関するもの</li> <li>②広報紙やパンフレット、チラシなどによる情報提供に関するもの</li> </ul>
2 【参加】に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市主催による市民参加事業の実施状況</li> <li>②市民説明会の実施状況</li> <li>③パブリックコメントの実施状況</li> <li>④ワークショップの実施状況</li> <li>⑤市民アンケートの実施状況</li> <li>⑥審議会等委員の公募の状況</li> </ul>
3 【協働】に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>①助成金・補助金など金銭的支援による協働</li> <li>②実行委員会など人的支援による協働</li> </ul>
4 その他関連事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市政地区懇談会の実施状況</li> <li>②出前講座の実施状況</li> </ul>

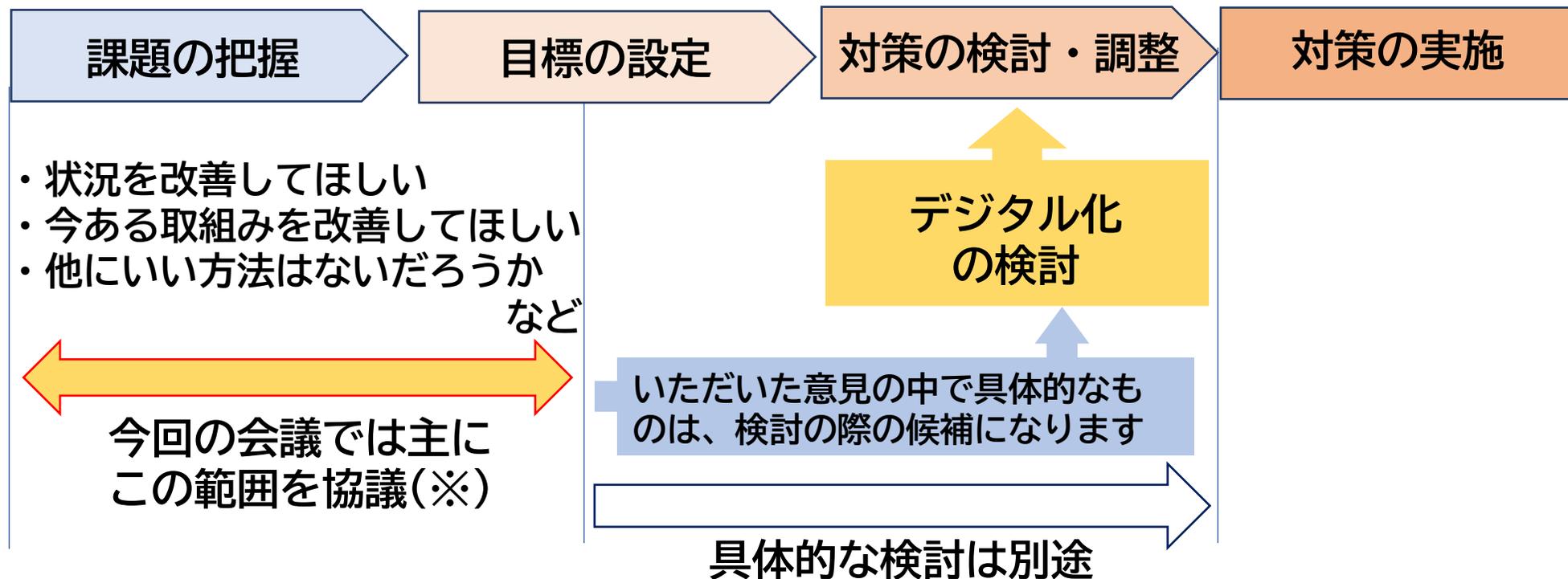


【条例と推進委員会関係性（イメージ図）】 3

## 2 まちづくり活動のデジタル化について

デジタル化とは ⇒ これまでアナログだったものをデジタルでの運用へ移行すること

### ◎デジタル化検討の流れ（一例）



※この他、スマホ教室のようなデジタル化を支援する取組も本委員会の協議対象の取組みとします

### 【留意事項】

- デジタル化は課題の解決策のひとつですので、解決策＝デジタル化とはならないことがあります。

# 3 岩見沢市の取組みについて



IWAMIZAWA CITY  
岩見沢市

## 令和7年度予算(案)重点分野の取組み

【市民生活の質の向上】×【地域経済の活性化】

人と緑とまちがつながり  
ともに育み未来をつくる  
健康経営都市



[https://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/shiseijoho/seisaku\\_keikaku/5748.html](https://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/shiseijoho/seisaku_keikaku/5748.html)



別紙をご覧ください